

規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十二号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成三十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第八号を削り、同条第九号中「第一百七十七条の十七の種別割」を「第六百六十四条の自動車税」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条中「いう。以下同じ。」（各種学校を除く）を「いい、各種学校を除く。第十条において同じ」に、「者をいう。以下」を「者をいう。第十条において」に改める。

第三条第一号中「先天性血液凝固因子欠乏症等（第I因子（フィブリノゲン）欠乏症、第II因子（プロトロンビン）欠乏症、第V因子（不安定因子）欠乏症、第VII因子（安定因子）欠乏症、第VIII因子欠乏症（血友病A）、第IX因子欠乏症（血友病B）、第X因子（スチュアートプラウア）欠乏症、第XI因子（PTA）欠乏症、第XII因子（ヘイグマン因子）欠乏症、第XIII因子（フィブリン安定化因子）欠乏症、von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病及び血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症をいう。）」を削り、「特定疾患等患者」を「県単独指定難病患者」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「特定疾患等患者」を「県単独指定難病患者」に改める。

第四条第一号中「以下」を「以下この条及び第十三条において」に改める。

第十条の前の見出し及び同条を削り、第十一条中「別表第二の二の項」を「別表第二の一の項」に改め、「（各種学校を除く。）」を削り、同条第一号中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う生活に困

窮する外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第十一条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第十二条を削る。

第十三条中「別表第二の四の項」を「別表第二の二の項」に改め、同条中第四号から第十四号までを削り、第十五号を第四号とし、第十六号から第十八号までを削り、同条第十九号中「公営住宅法」の下に「（昭和二十六年法律第九十三号）」を加え、「公営住宅の」を「同法第二条第二号の公営住宅（次条において「公営住宅」という。）の」に改め、「及び同項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第二十号から第二十九号までを削り、同条第三十号中「第三十二号」を「第八号」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三十一号を第七号とし、第三十二号を第八号とし、第三十三号及び第三十四号を削り、同条を第十一条とする。

第十四条中「別表第二の五の項」を「別表第二の三の項」に改め、同条第一号中「以下」の下に「この条及び次条第一号ハにおいて」を加え、同条第二号中「措置児童又は」を「当該認定に係る同法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この条において「措置児童」という。）又は」に改め、同条第三号中「措置児童」を「当該認定に係る措置児童」に改め、同条第四号中「保護児童又は」を「当該徴収に係る同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この号において「保護児童」という。）又は」に改め、同条第五号中「措置児童又は」を「当該徴収に係る措置児童又は」に改め、同条第六号中「措置児童」を「当該徴収に係る措置児童」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条中「別表第二の六の項」を「別表第二の四の項」に改め、同条第一号口中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十三号）」を加え、同条第二号中「外国人就労自立給付金支給関係情報」を「同項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報（以下この条において「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。）」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条第一号中「外国人要保護者等」を「同法第六条第二項の要保護者に準じる者である外国人又は同条第一項の被保護者に準じる者であった外国人（以下この条において「外国人要保護者等」という。）」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条第一号中「要保護者等」を「同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）」に改め、同条第七号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の下に「（平成六年法律第三十号）」を加え、「平成十九年改正法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この号及び次号において「平成十九年改正法」という。）」に、「平成二十五年改正法附則第二条第一項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）」に、「平成二十五年改正法附則第二条第一項」を「平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この条において「旧法」という。）」第十四条第一項」に、「要保護者等」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要保護者等」という。）」に改め、同条第八号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項」の下に「（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第十五条とする。

第十八条を第十六条とし、第十九条を第十七条とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

第二十二条中「別表第三の七の項」を「別表第三の五の項」に改め、同条を第十八条とする。

第二十三条を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和八年埼玉県条例第五号）の施行の日から施行する。